

Y16b 宇宙基本法について II. 理学者・工学者の倫理、社会・政治との関わり

石附 澄夫 (国立天文台)

2007年6月20日、第166通常国会に「宇宙基本法」案が与党議員により衆議院に提出された。2007年12月17日現在、第168臨時国会で継続審議になっている。この法案の重要な論点は、1969年に衆議院本会議で全会一致議決され、我が国の宇宙の開発及び利用を平和の目的に限った「我が国における宇宙の開発及び利用の基本に関する決議」の廃止、すなわち、軍事利用の解禁の是非である。

前回の2007年秋季年会では、法案、およびその問題点について発表した。今回は、それらについて再び簡単に述べるとともに、理学者・工学者の倫理、社会・政治との関わりについて考察する。

Oda 1998 (Nature, 391, 29) は、宇宙科学研究所 (ISAS)、航空宇宙技術研究所 (NAL)、宇宙開発事業団 (NASDA) が統合されるのを見越して (実際の統合は2003年)、我が国の理学の文化であるボトムアップ方式の維持を訴えた。宇宙基本法案は、これに反し、軍事利用の解禁にせよ、宇宙開発戦略本部の構成にせよ、本来は「文化」の一部である「科学」を「軍事」に隷属させようというものである。

また、理学者・工学者による軍事研究の排除の運動についてもレビューする。例えば、1980年代のレーガン政権による戦略防衛構想 (Strategic Defense Initiative = SDI) に対しては、我が国の多くの「科学」に携るものがこの計画及びそれに関する日米政府間協定に対して反対活動を展開した (SDI は、この法案推進の隠れた動機である米国のミサイル防衛の先達である)。その他、「国立天文台の発足に当たっての声明」(1988)、国立天文台野辺山における「観測装置共同利用における軍事研究排除の方針」(1993)、「千葉大学ロボット憲章」(2007) を振り返ることによって、われわれ理学者・工学者の倫理、および、社会・政治との関わりのありかたを考える糧としたい。

宇宙基本法案の問題については http://homepage2.nifty.com/space_for_peace/ を参照いただきたい。